

# 船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定に関する審査基準

## 第1 趣旨

この審査基準は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の認定に際して必要な基準について、船橋市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（令和5年船橋市条例第10号。以下「条例」という。）および条例第3条の規定によりその例によることとされる、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月31日内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園（以下、「認定こども園」という。）の認定等の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

## 第2 設置者等

### 1 設置者の要件

地方裁量型認定こども園を設置し運営する者（以下「設置者」という。）が、社会福祉法人又は学校法人である場合は、法第3条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこととし、社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置者となる場合は、法人格を有し、かつ、別表1の要件を満たすこととする。

### 2 関係法令等の遵守

認定こども園の認定を受ける場合、また認定こども園として運営を行う際は、条例、告示及び本審査基準に定める事項のほか、各施設類型にかかる関係法令等に定める基準や要件を満たさなければならない。

### 第3 認定こども園の必要性等

#### 1 必要性

認定こども園の設置については、その位置及び定員が船橋市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に適合することを基本としつつ、個別の地域の需要や周辺施設の待機状況などから、設置の必要性があると市が判断するものであること。

#### 2 定員

認定こども園の定員は、事業計画のほか、その位置する地域の就学前児童数、保育所入所待機児童数、認定前の施設の利用者の利用状況等を考慮して設定すること。

また、条例、告示及び本審査基準に定める建物、設備及び職員配置に関する基準を遵守の上、年齢別の定員を設定すること。

### 第4 認定こども園に供する土地・建物および施設の設備・構造等

#### 1 土地・建物の貸与

告示第1の1の2のイ及びロに定める幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設並びに地方裁量型認定こども園（以下、「保育機能施設等」という。）の設置に直接必要な土地及び建物は、いずれも設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であるが、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けて保育機能施設等を設置する場合は、別表2に掲げる要件を満たすこと。

#### 2 土地

保育機能施設等を設置する土地は、原則として、公道に接道し、当該公道に出ることができる二方向の避難路が確保されていること。また、設置に際し、周辺住民へ十分に説明を行うこと。

#### 3 建物

保育機能施設等に供する建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）その他関連法令に適合することとし、建築物の用途を保育所とすること。（原則として建築基準法第7条第5項の検

査済証の交付を受けていること。) なお、既存建物を改修して保育所を設置する場合で、保育機能施設等の用途に供する部分の面積が200㎡に満たない場合は、建築物の用途を保育所に変更することは要しないが、この場合も保育所の用途に適合すること。

また、原則として、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けていること。ただし、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年1月26日国土交通省告示第184号)に定める構造耐震指標において、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い数値ではない場合(I<sub>s</sub>値が0.6以上又は上部構造評点が1.0以上であることをいう)は、この限りでない。

#### 4 施設の構造、設備等

幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の施設の構造、設備等は、建築基準法、消防法等関係法令に定めるところに従うほか、採光、換気等、入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例及び告示に定めるもののほか、別表3に定める要件を満たすこと。

### 第5 職員

#### 1 認定こども園の長

認定こども園の長(以下「園長」という。)は、告示第3の5の要件を満たすほか、地方裁量型認定こども園の園長にあつては、次の(1)及び(2)のいずれかに該当すること。

また、社会福祉法人及び学校法人以外の者が設置者となる場合は、別表1の3の要件を満たすこと。

(1) 児童福祉事業等(児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設)に2年以上従事した者(年間240日以上、1日6時間以上の勤務をした者とする。)

(2) 市長が上記(1)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者(公的機関

等の実施する所長研修等を受講した者、社会福祉主事の資格を有する者)

## 2 教育及び保育に従事する職員の数

告示第2の1に定める教育及び保育に従事する職員の人数は、常勤の専任の職員によって満たすことを基本とし、その算定方法は、年齢別にそれぞれ小数点以下第1位まで計算し（小数点以下第2位切捨て）、合算した値の小数点以下第1位を四捨五入して求めるものとする。

## 3 職員の資格

告示第3の3及び4の規定により、保育士資格のみ取得している者が学級担任となる場合及び幼稚園の教員免許状のみを取得している者が満3歳以上の園児のうち教育及び保育時間相当利用時の保育に従事する場合は、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格取得のために養成学校に通うなど、資格取得が将来的に見込めること。

## 4 市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

告示附則第3項及び第6項に規定する市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者については、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者で、別表4に掲げる要件を満たすこと
- (2) 家庭的保育者
- (3) 子育て支援員研修の地域保育コースのうち地域型保育に分類される研修を修了した者
- (4) 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者

## 5 調理員

条例第4条第2項の規定により置く調理員のうち1名は、栄養士を配置するよう努めること。

## 6 嘱託医

条例第4条第2項の規定により置く嘱託医（保育所における嘱託歯科医の設置について（昭和58年4月21日児発第284号厚生省児童家庭局長通知）

の取扱いに準じ、嘱託歯科医を含む。)との雇用契約は、書面にて行うこと。

## 第6 運営

### 1 保健衛生

認定こども園において調理又は調乳を担当する職員は、定期的な健康診断に加え、月に1回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定めるところに従い、雇入時の健康診断、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理若しくは調乳業務に従事させること。

### 2 調理業務の委託

調理業務の全部又は一部を委託する場合は、保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところに準じて行うこと。

### 3 食事の外部搬入

告示第4の7の規定により、満3歳以上の幼児に対する食事の提供を当該保育所外で調理し搬入する方法（以下「外部搬入」という。）により行う場合は、保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付け児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるところに準じて行うこと。

### 4 保健衛生および食事の提供に関する指導等

保健衛生および食事の提供については、大規模食中毒対策等について（平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考とし、船橋市保健所等の指導に従い、適切に行うこと。

## 第7 施設型給付費の額の算定に係る基準

認定こども園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給に係る施設として市の確認を受けることから、職員の配置及び運営の内容については、第5及び

第6に掲げる要件を満たすほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号）において必要とされる要件を満たすこと。

附 則

この審査基準は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、令和5年7月31日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1 社会福祉法人及び学校法人以外の者が地方裁量型認定こども園の設置者となる場合の要件

- 1 認定こども園（地方裁量型認定こども園に限る。以下この表において同じ。）を経営するために必要な経済的基礎として、次の要件を満たすこと。
  - (1) 国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて認定こども園を設置する場合は、別表2に掲げる要件をすべて満たすこと。
  - (2) 当該認定こども園の年間事業費の1/2以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。（別表2の5の資金とは別に有していること）
  - (3) 直近の会計年度において、認定こども園を経営する事業以外の事業を含む当該経営主体全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- 2 当該認定こども園の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- 3 実務を担当する幹部職員（園長又は園長に相当する者として、常勤で認定こども園の運営管理業務に従事する者をいう。以下同じ。）が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること（次の(1)及び(2)のいずれにも該当するか、又は(3)に該当することをいう。）。
  - (1) 実務を担当する幹部職員が、保育所等（児童福祉施設、認定こども園（法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員に社会福祉事業についての知識及び経験を有する者を含むこと。
  - (2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、教育・保育の利用者（これに準ずる者を含む。(3)において同じ。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（認定こども園の運営に関し、当該認定こども園の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置するこ

と。

(3) 経営担当役員に、教育・保育の利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

4 法第3条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

別表2 社会福祉法人以外の者が、国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて保育機能施設等を設置する場合の要件

1 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると市長が判断する場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。

なお、貸与を受ける土地又は建物については、抵当権等の制限物権が付されていないことが望ましいこと。

- (1) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- (2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

2 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。

3 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

4 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

5 上記3とは別に当面の支払いに充てるための次の(1)と(2)の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

(1) 1年間の賃借料相当額（公的補助による継続的な賃借料補助を控除した自己負担分相当額とする。以下同じ。）

(2) 1,000万円（1年間の賃借料相当額が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）

6 上記5の(2)の額については、次の(1)から(3)の事項等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が可能と市長が認める場合には、500万円（1年間の賃借料相当額が500万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）とする。

(1) 地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ

(2) 当該主体の総合的な財政力の高さ

(3) これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ

別表3 幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の構造、設備等の基準

区 分	要 件
1 乳児室又はほふく室	(1) 同一の室を区画して乳児室及びほふく室を設ける場合には、乳児の安全に配慮すること。 (2) 条例第5条及び条例附則第2項第2号、第3項第2号で定める必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。 (3) 固定式・大型の家具、床面から140cm未満の高さの吊戸棚等については床面積から控除すること。
2 調乳室又は調乳設備	乳児用の設備として、調乳の設備を調理室とは別に設けること。独立の室が望ましいが、乳児室又はほふく室内部を区画する等でも可とする。
3 沐浴室又は沐浴設備	乳児用の設備として、沐浴の設備を設けること。2歳未満児用の便所、乳児室又はほふく室内部を区画する等でも可とする。
4 洗濯室	(1) 独立の室である必要はないが、専用のスペースが確保されていることが望ましい。また、当該スペースには児童の侵入防止策を講じること。 (2) 洗濯機についてはドラム式を避けるなど、安全に配慮したものとする。
5 乳児用便所 (2歳未満児用の便所)	(1) 2歳未満児の使用が可能な便器及び手洗い場を備えること。 (2) 便器の数の目安は、1歳以上児20人につき、おおむね1個以上とする。 (3) 汚物処理設備を設置することとし、感染症防止の観点から蓋を設けること。
6 幼児用便所 (2歳以上児用の便所)	(1) 2歳以上児が使用可能な便器及び手洗い場を備えること。 (2) 便器の数の目安は、2歳以上児10人につき、おおむね1個とする。 (3) 3歳以上児用の便器の間には仕切りを設けること。
7 保育室・遊戯室	(1) 遊戯室は独立して設置すること。 ただし、可動式間仕切り等で区画した複数の保育室を一体利用することにより遊戯室の役割を果たす場合は、保育室との兼用も可とする。

	<p>る。なお、その場合は2歳以上の園児が一同に集まって行事を行うことが可能な広さとする</p> <p>こと。</p> <p>(2) 原則として、保育室に幼児の手洗い設備を設けること。</p> <p>(3) 条例第5条及び条例附則第2項第1号、第3項第1号で定める必要面積については、それぞれ壁芯からの面積ではなく、有効内法面積で確保すること。</p> <p>(4) 固定式・大型の家具、床面から140cm未満の高さの吊戸棚等については床面積から控除すること。</p>
8 医務室	<p>静養できる機能を有し、医薬品等を常備すること。カーテン等で区画できれば、事務室等との兼用でも可とする。</p>
9 事務室（職員室）	<p>認定こども園に備え置くべき帳簿の保管及び職員の執務のため、事務室（職員室）を設置すること。</p>
10 職員用・調理員用休憩室	<p>職員及び調理員が休憩時間に休息できるための休憩室を設けること。なお、独立の室を設けることが困難な場合は、事務室や更衣室等に、休憩可能なスペースを確保すること。また、感染症予防の観点から、調理員用は別に設置するよう努めること。</p>
11 職員・調理員用便所	<p>職員専用の便所を設置すること。場所は乳児用又は幼児用の便所内でも可とするが、大人用の便器を設置すること。ただし、調理員用便所は、原則として別に設置することとし、ドアノブからの汚染を防止する観点から、便所内に手洗い設備を設置するよう努めるとともに、調理員の動線が他の職員や児童の動線と重複しないよう、配置について考慮すること。</p>
12 調理室	<p>定員分の給食を供給するために十分な広さを確保するとともに、複数のシンクを設置するなど、必要な調理設備を設けること。</p> <p>また、調理室内の出入口付近に調理業務に使用するシンクとは別に手洗い設備を設置すること。</p>
13 調理作業場前室	<p>調理員が便所から直接に調理作業場（調理室、食品保管庫、下処理室及び検収室）に入ることがないように、壁で区画された室を設け、手洗い設備</p>

	<p>を設けること。</p> <p>ただし、調理員用休憩室等がその役割を果たせるときは、独立して設ける必要はない。</p>
1 4 保存食保管庫	<p>検食用の保存食をマイナス20度以下で2週間以上保存できる設備を設置すること。</p>
1 5 食品保管庫	<p>食料の備蓄及び原材料の保管を行うためのものであり、湿気や高温を防ぐ構造とし、原材料の汚染を非汚染作業区域（調理室）に持ち込まない場所に設けること。</p>
1 6 下処理室	<p>原材料の納入に際して下処理が必要な場合は、原材料の汚染を非汚染作業区域（調理室）に持ち込まないようにするため設置すること。</p> <p>ただし、境界にテープを張る、床の色を変える等により明確に区分が可能な場合には、非汚染作業区域（調理室）内の一部を区画して設けても可とする。</p> <p>なお、下処理室を非汚染作業区域（調理室）から独立した室として設ける場合は、下処理用のシンクとは別に手洗い設備を設けること。</p>
1 7 食材の搬入口及び検収場所	<p>食材の搬入口は、原則として専用の出入口を設けることとし、検収場所は調理作業場内かつ非汚染作業区域（調理室）外に設置すること。</p>
1 8 倉庫又は資料室	<p>認定こども園の運営に必要な用具及び資料を適正に保管するためのスペースを確保すること。</p>
1 9 収納スペース	<p>収納スペースが不十分だと安全面及び衛生面において悪影響が出ること並びに収納家具を置くと保育室の有効面積が減少してしまうことから、午睡用布団、遊具、保育用備品等の収納スペースを確保すること。</p>
2 0 階段（常用・避難用）	<p>踏面、蹴上、手すり、踊場等が避難の際に乳幼児の安全を確保し得るよう設けること。</p> <p>(1)踏面 30cm以上（ただし、園児の安全上特に必要と認める場合には、26cm以上とする。）</p> <p>(2)蹴上 16cm以下</p> <p>(3)手すり 大人用と子供用の2本設けること</p> <p>(4)踊場 回り段を設けないこと</p>
2 1 屋外遊戯場	<p>(1) 地方裁量型認定こども園付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場として使用しようとする場合については、次の点に留意</p>

すること。

ア 屋外遊戯場に代わるべき公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、認定こども園からの距離が日常的に幼児が使用できる程度(幼児の歩行速度で徒歩10分程度の距離)で、移動に当たって安全が確保されていれば、必ずしも認定こども園と隣接する必要はないものとする。

イ 当該公園、広場、寺社境内等については、認定こども園関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等認定こども園による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。

ウ 当該公園、広場、寺社境内等に原則トイレが設置されていること。

(4) 地方裁量型認定こども園の屋上を屋外遊戯場として使用しようとする場合については、次の点に配慮すること。

ア 幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

イ 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。ただし、屋上に便所を設けることが困難な場合は、運用上の動線や安全の確保に配慮し、児童が利用しやすい場所(直下階に限る)に便所を設けること。

ウ 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

エ 屋上から、地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

オ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

カ 油その他引火性の強いものを置かないこと。

キ 屋上の周囲には金網等を設けるものとし、

	<p>その構造は上部を内側にわん曲させる等乳児又は幼児の転落防止に適したものとする こと。</p> <p>ク 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。</p> <p>ケ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。(参考 児童福祉施設最低基準の一部改正について(平成14年12月25日雇用均等・児童家庭局長通知))</p>
<p>2.2 送迎者用駐車場及び駐輪場</p>	<p>送迎者用駐車場及び駐輪場については、設置位置及び定員に応じた必要な数を設置するよう努めること。</p>
<p>2.3 設備全般に関する安全対策</p>	<p>施設・設備の安全性を確保するために、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 保育室等の出入口、児童用便所、ベビーゲートなど、児童が通常出入りする戸、扉等に、必要に応じて指つめ防止を施すこと。</p> <p>(2) 認定こども園の出入口は施錠を行い、必要に応じモニターやオートロックを設置するなどして、不審者の侵入防止や児童の飛出し防止に努めること。</p> <p>(3) 保育室や児童用便所等の児童が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具(ダウンライトを含む)、プロジェクターや鏡等について、落下防止策や飛散防止策を講じること。また、棚、ロッカー等の備品、棚上のもの、吊戸棚については転倒防止策や落下防止策を講じること。</p> <p>(4) ガラスを用いた窓や扉等については、柵等の設置やシールを貼るなどして、児童の衝突防止を図ること。</p> <p>(5) 保育室や児童用便所等の児童が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚や突起物等について、児童の怪我を防止するため、面取り等を施し安全性に配慮すること。</p> <p>(6) コンセントについては、児童の手の届かない場所(高さ)への設置や、カバーやシャッター付きのものにすることなどにより、安全</p>

	<p>性に配慮すること。</p> <p>(7) 保育室や児童用便所等の児童が通常立ち入るスペースについて、死角が生じないようにするなど、設計上及び設備上配慮すること。</p> <p>(8) 保育室等、階段、廊下、便所、ベランダ、園庭、屋上等で児童が転落や落下する危険性がある場所について、柵を設ける等、児童の転落・落下防止を図ること。</p> <p>(9) 園庭に設置する遊具や設備については、児童の安全に配慮したものとする。</p> <p>(10) 児童が通常出入りしない事務室、倉庫、収納スペース等の場所については、児童が誤って立ち入ることのないよう、手の届かない位置に鍵を設置する等の対応をとること。</p> <p>(11) 人権への配慮や防犯等の観点から、道路に面している窓ガラスに目隠し用のフィルムを貼付する等、外部から認定こども園が容易に覗けないよう対応を図ること。</p>
--	---

別表4 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者の要件

次の各号に掲げる施設において、常勤で1年以上従事した者又は非常勤で、1日6時間、月20日以上に従事に相当する勤務経験（通算1440時間以上の勤務をいう。）を有する者とする。

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園（法第2条第6項で規定する認定こども園をいう。）
- (3) 幼稚園
- (4) 小規模保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 船橋市認証保育所
- (7) 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設に限る。）